

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の発令及び辞令書の取扱いに関する訓令

制 定 平成 19 年 3 月 1 日訓令第 1 号

最近改正 平成 30 年 3 月 29 日訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、一般職に属する職員（以下単に「職員」という。）の任免等の発令及び辞令書の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「任免等」とは、採用、配置換、役職換、兼務、兼務解除、事務取扱、事務取扱解除、事務代理、事務代理解除、併任、併任解除、併職、併職解除、昇給、昇格、降格、休職、復職、育児休業、職務復帰、戒告、減給、停職、免職、失職、退職及び任用解除をいう。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定による派遣その他他の団体から受ける職員の派遣をいう。
- (2) 採用 現に職員でない者を職員に任命すること（派遣を受けて職員に任命する場合を含む。）をいう。
- (3) 役付の職 事務局長、事務局次長、班長、担当班長及び主査の職をいう。
- (4) 自治法等の職 地方自治法その他の法令等の定めるところにより発令を要する職をいう。
- (5) 配置換 役付職員以外の職員の勤務箇所を換えることをいう。
- (6) 役職換 現に就いている役付の職を他の役付の職に換えること（役付の職以外の職を役付の職に換える場合を含む。）をいう。
- (7) 兼務 現に就いている役付の職のまま、他の役付の職を兼ねさせることをいう。
- (8) 役付職員 役付の職に就いている職員をいう。
- (9) 事務取扱 役付職員に対し、当該役付の職より下位の役付の職の職務を一時的に代行させることをいう。
- (10) 事務代理 役付職員に対し、当該役付の職より上位の役付の職の職務を一時的に代行させることをいう。
- (11) 併任 広域連合の他の任命権者に属する機関の職員を、その身分のまま、職員に任命することをいう。
- (12) 併職 現に就いている職のまま、自治法等の職を兼ねさせることをいう。
- (13) 昇給 現に受けている号棒又は給料月額を、同一の職務の級の中で上位の号棒又は給料月額に変更することをいう。
- (14) 昇格 職務の級を上位の級に変更することをいう。
- (15) 降格 職務の級を下位の級に変更することをいう。
- (16) 休職 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させないことをいう。
- (17) 復職 休職中の職員を職務に復帰させることをいう。
- (18) 育児休業 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の規定による育児休業をいう。
- (19) 職務復帰 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の理由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたことにより職務に復帰することをいう。
- (20) 戒告 法第 29 条の規定により、職員の責任を確認し、その将来を戒めることをいう。
- (21) 減給 法第 29 条の規定により、職員の給料月額を変えずにその支給額を減額することをいう。
- (22) 停職 法第 29 条の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させないこと

をいう。

- (23) 免職 法第28条第1項又は法第29条の規定により、その意に反して職員としての身分を失わせることをいう。
- (24) 失職 法第28条第4項の規定により、職員としての身分を失うことをいう。
- (25) 任用解除 派遣をした地方公共団体から当該派遣を解除されたことにより、職員としての身分を失わせることをいう。
- (26) 補職名 役付の職の名称をいう。

(辞令書の交付等)

第3条 職員の任免等を発令した場合は、当該職員に対し、辞令書（別記様式）を交付する。ただし、別に定めるところにより発令があったとみなされた場合その他特別の事情がある場合は、辞令書の交付を省略し、又は他の文書をもって辞令書に代えることができる。

(発令形式)

第4条 辞令書には、別表左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める発令事項を記載する。

(発令の効果)

第5条 職員に配置換又は役職換の発令をした場合は、当該職員に係る従前の発令は、その効力を失う。

附 則

この訓令は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 29訓令2）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

任免等の種類	区 分	発 令 事 項
1 採用	(1) 役付職員に採用する場合	北海道後期高齢者医療広域連合職員に任命する 広域連合事務局〇〇班長に補する 給料表〇〇級〇〇号棒（〇〇円）を給する
	(2) 派遣を受けて役付職員に採用する場合	北海道後期高齢者医療広域連合職員に任命する 広域連合事務局〇〇班長に補する
	(3) 役付職員以外の職員に採用する場合	北海道後期高齢者医療広域連合職員に任命する 給料表〇〇級〇〇号棒（〇〇円）を給する 広域連合事務局〇〇班員を命ずる
	(4) 派遣を受けて役付職員以外の職員に採用する場合	北海道後期高齢者医療広域連合職員に任命する 広域連合事務局〇〇班員を命ずる
2 配置換		〇〇班勤務を命ずる
3 役職換	(1) 派遣を受けて採用された役付職員の場合	広域連合事務局〇〇班長に補する
	(2) その他の場合	広域連合事務局〇〇班長に補する 給料表〇〇級〇〇号棒（〇〇円）を給する ※ 給料に異動を生じない場合は、給料の発令は不要とする。
4 兼務及び兼務解除		広域連合事務局〇〇班長兼務を命ずる
		広域連合事務局〇〇班長兼務を解く
5 事務取扱及び事務取扱解除		広域連合事務局〇〇班長事務取扱を命ずる
		広域連合事務局〇〇班長事務取扱を解く

6 事務代理 及び事務代 理解除		広域連合事務局長事務代理を命ずる
		広域連合事務局長事務代理を解く
7 併任及び 併任解除		北海道後期高齢者医療広域連合職員に併任する 北海道後期高齢者医療広域連合〇〇班員を命ずる
		北海道後期高齢者医療広域連合〇〇班員を解く
8 併職及び 併職解除		北海道後期高齢者医療広域連合出納員を命ずる
		北海道後期高齢者医療広域連合出納員を解く
9 昇給、昇 格及び降格	(1) 職務の 級の号棒 を給する 場合	給料表〇〇級〇〇号棒（〇〇円）を給する
	(2) 職務の 級の号棒 を超える 給料月額 を給する 場合	給料表〇〇級〇〇円を給する
10 休職		地方公務員法第28条第2項第〇号の規定により休職を命ずる
11 復職		復職を命ずる
12 育児休業	(1) 育児休 業を承認 する場合	育児休業を承認する 育児休業の期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする
	(2) 休業期 間を延長 する場合	育児休業期間を〇〇年〇〇月〇〇日まで延長することを承認する
	(3) 当該育 児休業に 係る子以 外の子に 係る休業 を承認す る場合	育児休業を取り消し、〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった育児休業を承認する 育児休業の期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする
13 職務復帰	(1) 職務に 復帰した 場合	職務に復帰した

	(2) 休業の承認を取り消す場合	育児休業の承認を取り消す 職務に復帰した
14 戒告		地方公務員法第29条第1項第○号の規定により戒告する
15 減給		地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○○年○○月○○日以降○箇月間（○日間）給料月額の○○分の1を減給する
16 停職		地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○○年○○月○○日以降○箇月間（○日間）停職する
17 免職		地方公務員法第○条第○項第○号の規定により免職する
18 失職		地方公務員法第16条第○号の規定に該当し失職した
19 退職	(1) 職員が自己の都合により退職する場合。	願により退職を承認する 退職手当○○円を給する （死亡の場合は、遺族に対し、退職手当の発令のみとなる）
20 任用解除		○○年○○月○○日をもって北海道後期高齢者医療広域連合職員を解く

辞 令

(氏 名)

(職 名)

(発令事項)

年 月 日

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

備考 「職名」の欄に、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 派遣を受けて職員を採用する場合は、派遣元の団体名及び職名
- (2) 兼務、兼務解除、事務取扱、事務取扱解除、事務代理及び事務代理解除を発令する場合は、発令の際現に有する補職名